

会員各位

令和5年4月24日、厚生労働省労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 よりメールにて下記の周知依頼を受けました。

記

【情報提供】有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について

関係事業者団体の皆様

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第69号）については、令和5年4月21日に公布され、公布日から施行（一部規定については、令和5年10月1日又は令和6年4月1日から施行）することとされたところです。

今般、当該内容について、以下の通知にてお示しいたしましたので、情報提供させていただきます。

○有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について(令和5年4月21日付け基発0421第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089721.pdf>

○有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省第69号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089786.pdf>

上記通知、省令は以下のHPに掲載しておりますので、ご参考にしていただけますと幸いです。

○厚労省HP：一人親方等の安全衛生対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/anzen/anzenisei03_00004.html

お忙しいところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願いいたします。

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

